

コロナ禍における面会制限、外出制限の緩和について

□面会、外出の留意点について

- ・ 今後は京都府における新型コロナウイルス感染者数が3日連続1,500名を越えた場合に面会制限、外出制限を設けさせていただきます
- ・ 面会、外出制限中に於きましては新規感染者数が5日連続1,500名以下であれば再び緩和させていただきます

□面会条件について（面会のお申し込みは電話のみでお願い致します）

- ・ 4回目のコロナワクチンを接種されているご家族様に限らせていただきます
- ・ 入館時に検温し発熱がみられる場合は面会をお断りさせていただきます（37.5℃以上）
- ・ 咳、のどの痛み、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害や感染症が疑われる場合はお断りさせていただきます
- ・ 面会者の氏名、居住地、連絡先等を面会時にご記入いただき、感染者が発生した場合には積極的疫学的調査へのご協力をいただきます
- ・ 面会、外出者は同居家族や身近な方に発熱や咳、咽頭痛等の症状がない方に限らせていただきます
- ・ 過去1週間に発熱等の症状がない方に限らせていただきます
- ・ 人数を最小限とすること（最大2名までとさせていただきます）
- ・ 面会者は面会時間を通じてマスクの着用、面会前後の手指消毒を行うこと
- ・ 面会者は指定の場所での面会を行い、入居者の目、鼻、口に触れないよう配慮すること（ただし看取り期の方についての面会は居室にて可能）
- ・ 面会場所での飲食や大声での会話は控えること
- ・ 面会者は事業所のトイレの使用を控えること
- ・ 面会時間を最大30分として午前午後共に2組ずつ、1日で計4組までと制限すること

□外出条件について

- ・ 4回目のコロナワクチンを接種されているご家族様に限らせていただきます
- ・ 入館時に検温し同行者の発熱がみられる場合はお断りさせていただきます（37.5℃以上）
- ・ 咳、のどの痛み、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害や感染症が疑われる場合はお断りさせていただきます
- ・ 同行者の氏名、居住地、連絡先等を入館時にご記入いただき、感染者が発生した場合には積極的疫学的調査へのご協力をいただきます
- ・ 3密（密接、密集、密閉）を徹底的に避けると共に、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染症対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意して下さい
- ・ 外出時間は最大30分、人数は最大2名と致します
- ・ 外でマスクを外す行為はお控え下さい
- ・ 外出時の外食に関しましては訪問診療医より感染症対策の観点からマスクを外すことにより感染リスクを高めることとなるため外食はしない方がよいとの指導がありましたのでご協力をお願い致します